

令和8年度 公文書開示（7月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R8. 3. 25	R8. 7. 13	(1) モバイル通信ネットワーク環境整備事業等実施要綱 (2) 携帯電話等エリア整備事業等補助金交付要綱 (3) 「モバイル通信ネットワーク環境整備事業等実施要綱」及び「携帯電話等エリア整備事業等補助金交付要綱」の改正について（令和7年5月30日付7デ推推第190号） (4) 支出命令書	140	1															デジタルサービス局デジタルサービス推進部 デジタルサービス推進課
2	R8. 3. 25	R8. 7. 13	申請基地局一覧（4社分）	28		1						1	1						(7条3号) 個々の基地局の位置情報は、電気通信事業者にとって競争上又は事業運営上、極めて重要かつ秘匿すべき情報であり個々の基地局の位置情報を公開することで電気通信事業者の業務に重大な影響を及ぼすため (7条4号) 基地局の所在地を公にすることにより、当該通信設備が外部から特定され、破壊・妨害等の標的となるおそれがある。本事業は災害時における通信確保を目的とした重要インフラの強靱化を図るものであり、その具体的配置情報が明らかになることで、意図的な設備損壊や機能停止が引き起こされるリスクが高まるため	デジタルサービス局デジタルサービス推進部 デジタルサービス推進課